

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	内之浦地区地域水産業再生委員会
代表者名	柳川良則（内之浦漁業協同組合代表理事組合長）

再生委員会の構成員	内之浦漁業協同組合，肝付町，鹿児島県大隅地域振興局 鹿児島県漁業協同組合連合会
オブザーバー	なし

※再生委員会規約及び推進体制は別添のとおり

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	内之浦漁業協同組合管内 大型定置網（71），小型定置網（29），柵網（7），中型まき網（44），刺網（53），延縄一本釣り（27） 養殖（27）棒受網（5） 計 263 名（正組合員，准組合員及び従事者の合計）
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

1 地域の概況

本町は、鹿児島県の大隅半島東南部に位置し、志布志湾、内之浦湾に面しており、平成 17 年 7 月に旧高山町と旧内之浦町が合併し誕生した。人口 16,446 人（平成 27 年 1 月末現在）、総面積は 308 平方キロメートルと広大で、地勢は林野地帯・畑地帯、水田地帯に大別されている。

地域の平均気温は 17 度前後、降水量は 3,000 ミリメートルと温暖多雨な気候で、町の中央部には 900 メートル級の山々が連なる肝属山系がそびえ、これらの山々に端を発する多くの川や滝が町の隅々までを潤している。また、南東部は 50 キロメートルにわたる美しい海岸線を有しており、漁業も盛んな町であるが、宇宙空間観測所からのロケット打上実験の影響で漁船漁業者の一部は操業区域の制限等により漁場転換・遠方化等を強いられている。

2 漁業の概要（地域の課題）

本町には 2 漁協（高山漁協、内之浦漁協）があり、内之浦漁協では、定置網、まき網、養殖、刺網漁業等が営まれている。平成 17 年 4 月に同地区内にあった三つの漁協の合併により、新しい内之浦漁協が誕生し、平成 26 年度末現在、正組合員数 174 名、准組合員数 27 名の計 201 名、所属漁船 188 隻であり、平成 26 年度の漁獲量は 2,188 トン、漁獲高は 454,151 千円である。

地区内水揚げ額の 77%を占める定置網漁業は、魚の回遊状況の変化、漁場環境の変化によるマアジ、ブリなどの漁獲量が減少しているほか、魚価の低迷により収益性の悪化が進んでいる。

まき網漁業においては、ピーク時の 6 経営体から 3 経営体となり、漁獲量の減少、魚価の低迷に伴う漁業所得の悪化が続いている。また、養殖漁業においては、主力のブリ、カンパチの価格が不安定であることに加え、餌飼料価格の高騰が続き、厳しい経営を強いられているほか、刺網漁業においても、県内有数の漁獲量を誇っていたイセエビの漁獲量がピーク時の半分にまで落ち込んでいる。

そのほか、どの漁業種類においても、近年、高齢化が進み、雇用者不足も深刻な問題となりつつあり、漁業コスト削減への取組、新たな加工品の開発、販路開拓の推進による付加価値向上対策、水産資源の安定化に向けた種苗放流、藻場造成、魚礁の設置に取り組む必要がある。

(2) その他の関連する現状等

1 資源管理への取組

平成 17 年度からイセエビ資源管理規程による網数の制限、網丈の制限、休漁期間の設定、保護区の設定、体長制限、抱卵エビの採捕禁止に取り組んでいる。

また、つくり育てる漁業として肝付町水産資源振興事業によるマダイ、ヒラメ、カサゴの放流を実施している他、水産多面的機能発揮対策事業による海藻の種苗投入、食害生物の除去（ウニ類）に取り組んでいる。

2 漁業振興への取組

魚食普及、販売促進を目的とし、肝付町、観光協会とタイアップして毎年ロケット朝市を実施している他、えっがね（イセエビ）祭りも開催して浜の活性化、地域PRに努めている。

毎年ヒラメの種苗放流を実施する際は、地域水産業への関心を高めるため小学生による体験放流授業を実施している他、小学校からの要請による出前授業を実施して、魚の生態や流通等について説明を行い、水産業に対して理解を深めてもらうよう努めている。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

○漁業収入の向上対策

1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大
 - (1) 直販体制の整備による販路拡大
 - (2) 衛生管理の徹底による魚価の向上
 - (3) 鮮度管理の徹底による魚価向上
2. 活魚出荷による付加価値向上
3. 新規養殖業の導入
4. 魚食普及と地産地消の推進
5. 観光業との連携による漁家所得の向上
6. 漁場環境保全と資源回復
7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり

○漁業コストの削減対策

- ・省燃油活動等の実施
 - (1) 省燃油活動の実施
 - (2) 漁場の共同探索、情報共有化

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期を設けている。

地域独自ではイセエビ資源管理規程による網数の制限、網丈の制限、休漁期間の設定、保護区の設定、体長制限、抱卵エビの採捕禁止を確実に履行している。

また魚類養殖については、養殖漁場改善計画に基づく適正放養尾数の厳守、漁場環境の健全性を維持する為の検査（水質・底質）を履行している。

(3) 具体的な取組内容(毎年ごとに数値目標とともに記載)

【なお取組内容については、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じて見直す事とする。】

1年目(平成28年度)以下の取組により漁業所得を基準年対比1.4%向上させる

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により漁業収入を0%向上させる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大<ol style="list-style-type: none">(1) 直販体制の整備による販路拡大<ul style="list-style-type: none">・漁協は、海の駅構想に参画する関係業者や行政機関等と協議を開始する。(2) 衛生管理の徹底による魚価の向上<ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者及び関係業者は、市場での衛生管理の改善方法について協議を行う。(3) 鮮度管理の徹底による魚価向上<ul style="list-style-type: none">・漁協及び漁業者は県水産技術開発センター等より講師を招聘するなど指導を受け、鮮度保持技術の向上に取り組む。2. 活魚出荷による付加価値向上<ul style="list-style-type: none">・漁協は、鮮魚より単価の高い活魚を周年して出荷できる新規の活魚センターを整備するために、関係漁業者や行政機関と協議を行う。3. 新規養殖業の導入<ul style="list-style-type: none">・関係漁船漁業者は、不安定な漁業所得を解消すべく、アワビ等の新規養殖業の導入に向けた検討を開始する。4. 魚食普及と地産地消の推進<ul style="list-style-type: none">・漁業者と漁協は連携して地元小中学校等の体験学習の受入、出前授業、料理教室を行い漁業への関心を高め、魚食普及を図る。・漁業者、漁協は町、観光協会と一体となって「えっがね(イセエビ)祭り」、「ロケット朝市」等イベントの更なる充実を図り、地域水産物のPR及び販売促進を図る。・漁協は、学校等と協議を行い、学校給食への地元水産物の利用促進を図る。5. 観光業との連携による漁家所得の向上<ul style="list-style-type: none">・漁業者、漁協は町、観光協会と連携し観光定置、漁業体験の受入体制を充実させる。6. 漁場環境保全と資源回復<ul style="list-style-type: none">・漁業者全員が漁場の環境保全のため、藻場造成活動や食害生物の駆除を実施する。・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。・刺網漁業者全員がイセエビ資源管理規定の遵守により資源量の安定化を目指す。・漁協は、町等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。
--------------	---

	<p>7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者，漁協，行政，漁連が一体となって，漁業担い手確保・育成対策事業の活用により将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により漁業コストを0.4%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動の実施 (1) 省燃油活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は減速航行，係留中の機関停止を徹底する。 ・全漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 ・漁協は，老朽化が進み大きい漁船の上架が危険になっている上架施設の整備について町等行政機関と協議を行う。 (2) 共同探索，漁場・漁獲情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・まき網グループ，刺網グループは共同探索，漁場・漁獲情報を共有し操業の効率化，燃油消費量の抑制を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業 ・鹿兒島湾・大隅地区漁場整備事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・豊かな海づくりパイロット事業 ・漁業担い手確保・育成対策事業 ・種子島周辺漁業対策事業 ・水産業競争力強化緊急事業

2年目（平成29年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比1.4%向上させる

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により漁業収入を0%向上させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直販体制の整備による販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は，海の駅構想に参画する関係業者や行政機関等と協議を継続し，海の駅検討委員会を立ち上げる。 (2) 衛生管理の徹底による魚価の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は，現在使用している木製の陳列台・魚箱を順次廃止し，プラスチック製のものに切り替えることにより衛生管理に努める。 (3) 鮮度管理の徹底による魚価向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は県水産技術開発センター等より講師を招聘するなど指導を受け，鮮度保持技術の向上に取り組む。 2. 活魚出荷による付加価値向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は，新規の活魚センターを整備するために，町等行政機関に実施要望を行い，活魚センターの整備を行う。 3. 新規養殖業の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・関係漁船漁業者は，新規養殖業の導入について検討する漁業者組織を立ち上げる。 4. 魚食普及と地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は連携して地元小中学校等の体験学習の受入，出前授業，料理教室を行い漁業への関心を高め，魚食普及を図る。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者，漁協は町，観光協会と一体となって「えっがね（イセエビ）祭り」，「ロケット朝市」等イベントの更なる充実を図り，地域水産物の PR 及び販売促進を図る。 ・漁協は，学校等と協議を行い，学校給食への地元水産物の利用促進を図る。 <p>5. 観光業との連携による漁家所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者，漁協は町，観光協会と連携し観光定置，漁業体験の受入体制を充実させる。 <p>6. 漁場環境保全と資源回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者全員が漁場の環境保全のため，藻場造成活動や食害生物の駆除を実施する。 ・漁協，漁業者はマダイ，ヒラメ，カサゴ等の種苗放流を継続して行い，水産資源の回復増大を図る。 ・刺網漁業者全員がイセエビ資源管理規定の遵守により資源量の安定化を目指す。 ・漁協は，町等行政機関に要望し，魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。 <p>7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者，漁協，行政，漁連が一体となって，漁業担い手確保・育成対策事業の活用により将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により漁業コストを 0.4%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動の実施 (1) 省燃油活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は減速航行，係留中の機関停止を徹底する。 ・全漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 ・漁協は，老朽化が進み大きい漁船の上架が危険になっている上架施設の整備について町等行政機関と協議を行う。 (2) 共同探索，漁場・漁獲情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・まき網グループ，刺網グループは共同探索，漁場・漁獲情報を共有し操業の効率化，燃油消費量の抑制を行う。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・水産多面的機能発揮事業 <li style="width: 50%;">・漁業担い手確保・育成対策事業 <li style="width: 50%;">・鹿児島湾・大隅地区漁場整備事業 <li style="width: 50%;">・種子島周辺漁業対策事業 <li style="width: 50%;">・漁業経営セーフティネット構築事業 <li style="width: 50%;">・水産業競争力強化緊急事業 <li style="width: 50%;">・豊かな海づくりパイロット事業

3年目（平成30年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比3.0%向上させる

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組により漁業収入を 1.6%向上させる。</p> <p>1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大</p> <p>(1) 直販体制の整備による販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は，海の駅検討委員会に参画し，施設整備計画や運営計画などの検討を行
---------------------	---

	<p>う。</p> <p>(2) 衛生管理の徹底による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、プラスチック製魚箱の洗浄倉庫及び保管庫を造り衛生管理の更なる向上を図る。 <p>(3) 鮮度管理の徹底による魚価向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は県水産技術開発センター等より講師を招聘するなど指導を受け、鮮度保持技術の向上に取り組む。 <p>2. 活魚出荷による付加価値向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、新規に整備された活魚センターを活用し、活魚出荷を増加させることにより魚価の向上に努める。 <p>3. 新規養殖業の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係漁船漁業者は、結成した漁業者組織において、新規養殖業の導入の可能性を検討し、先進地視察等始める。 <p>4. 魚食普及と地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は連携して地元小中学校等の体験学習の受入、出前授業、料理教室を行い漁業への関心を高め、魚食普及を図る。 ・漁業者、漁協は町、観光協会と一体となって「えっがね（イセエビ）祭り」、「ロケット朝市」等イベントの更なる充実を図り、地域水産物のPR及び販売促進を図る。 ・漁協は、学校等と協議を行い、学校給食への地元水産物の利用促進を図る。 <p>5. 観光業との連携による漁家所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協は町、観光協会と連携し観光定置、漁業体験の受入体制を充実させる。 <p>6. 漁場環境保全と資源回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者全員が漁場の環境保全のため、藻場造成活動や食害生物の駆除を実施する。 ・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。 ・刺網漁業者全員がイセエビ資源管理規定の遵守により資源量の安定化を目指す。 ・漁協は、町等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。 <p>7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協、行政、漁連が一体となって、漁業担い手確保・育成対策事業の活用により将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により漁業コストを0.4%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動の実施 <p>(1) 省燃油活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は減速航行、係留中の機関停止を徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 ・漁協は、上架施設の整備を町等行政機関に要望し、上架施設の整備を行う。 <p>(2) 共同探索、漁場・漁獲情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まき網グループ、刺網グループは共同探索、漁場・漁獲情報を共有し操業の効率化、燃油消費量の抑制を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業 ・鹿兒島湾・大隅地区漁場整備事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・豊かな海づくりパイロット事業 ・漁業担い手確保・育成対策事業 ・種子島周辺漁業対策事業 ・水産業競争力強化緊急事業

4年目（平成31年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比3.0%向上させる

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により漁業収入を1.6%向上させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直販体制の整備による販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、海の駅を整備するために、町等行政機関に実施要望を行い、海の駅を整備する。 (2) 衛生管理の徹底による魚価の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、市場内で使用する海水を殺菌・濾過する殺菌濾過装置を整備し、衛生管理の更なる向上を図る。 (3) 鮮度管理の徹底による魚価向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は県水産技術開発センター等より講師を招聘するなど指導を受け、鮮度保持技術の向上に取り組む。 2. 活魚出荷による付加価値向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、新規に整備された活魚センターを活用し、活魚出荷を増加させることにより魚価の向上に努める。 3. 新規養殖業の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業者は、漁業者組織において養殖試験を試みるなど新規養殖業の採算性の検討等更に実用化に向けた検証を行う。 4. 魚食普及と地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は連携して地元小中学校等の体験学習の受入、出前授業、料理教室を行い漁業への関心を高め、魚食普及を図る。 ・漁業者、漁協は町、観光協会と一体となって「えっがね（イセエビ）祭り」、「ロケット朝市」等イベントの更なる充実を図り、地域水産物のPR及び販売促進を図る。 ・漁協は、学校等と協議を行い、学校給食への地元水産物の利用促進を図る。 5. 観光業との連携による漁家所得の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協は町、観光協会と連携し観光定置、漁業体験の受入体制を充実させる。 6. 漁場環境保全と資源回復
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者全員が漁場の環境保全のため、藻場造成活動や食害生物の駆除を実施する。 ・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。 ・刺網漁業者全員がイセエビ資源管理規定の遵守により資源量の安定化を目指す。 ・漁協は、町等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。 <p>7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協、行政、漁連が一体となって、漁業担い手確保・育成対策事業の活用により将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により漁業コストを0.4%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動の実施 (1) 省燃油活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は減速航行、係留中の機関停止を徹底する。 ・全漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 (2) 共同探索、漁場・漁獲情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・まき網グループ、刺網グループは共同探索、漁場・漁獲情報を共有し操業の効率化、燃油消費量の抑制を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業 ・鹿児島湾・大隅地区漁場整備事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・豊かな海づくりパイロット事業 ・漁業担い手確保・育成対策事業 ・種子島周辺漁業対策事業 ・水産業競争力強化緊急事業

5年目（平成32年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比16.3%向上させる

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により漁業収入を14.9%向上させる。</p> <p>1. 新たな直販体制・衛生管理体制の整備による魚価向上と販路拡大</p> <p>(1) 直販体制の整備による販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、完成した海の駅での直販活動を円滑に実施することに努め、販路の拡大と魚価の向上を図る。 <p>(2) 衛生管理の徹底による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協、漁業者は整備した設備を活用し、漁獲物の衛生管理の徹底に努めるとともに、魚価の向上を図る。 <p>(3) 鮮度管理の徹底による魚価向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は県水産技術開発センター等より講師を招聘するなど指導を受け、鮮度保持技術の向上に取り組む。 <p>2. 活魚出荷による付加価値向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、新規に整備された活魚センターを活用し、活魚出荷を増加させることにより魚価の向上に努める。
--------------	---

	<p>3. 新規養殖業の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業者は、漁業者組織において新規養殖業を稼働させ、漁業者所得の向上に努める。 <p>4. 魚食普及と地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者と漁協は連携して地元小中学校等の体験学習の受入、出前授業、料理教室を行い漁業への関心を高め、魚食普及を図る。 ・漁業者、漁協は町、観光協会と一体となって「えっがね（イセエビ）祭り」、「ロケット朝市」等イベントの更なる充実を図り、地域水産物のPR及び販売促進を図る。 ・漁協は、学校等と協議を行い、学校給食への地元水産物の利用促進を図る。 <p>5. 観光業との連携による漁家所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協は町、観光協会と連携し観光定置、漁業体験の受入体制を充実させる。 <p>6. 漁場環境保全と資源回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者全員が漁場の環境保全のため、藻場造成活動や食害生物の駆除を実施する。 ・漁協、漁業者はマダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗放流を継続して行い、水産資源の回復増大を図る。 ・刺網漁業者全員がイセエビ資源管理規定の遵守により資源量の安定化を目指す。 ・漁協は、町等行政機関に要望し、魚礁を整備するなど沿岸漁場の保全・整備に努める。 <p>7. 漁業者の育成と魅力ある漁村づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者、漁協、行政、漁連が一体となって、漁業担い手確保・育成対策事業の活用により将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により漁業コストを0.4%削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動の実施 (1) 省燃油活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は減速航行、係留中の機関停止を徹底する。 ・全漁業者は定期的な船底・プロペラ清掃による燃油量の削減を図る。 (2) 共同探索、漁場・漁獲情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・まき網グループ、刺網グループは共同探索、漁場・漁獲情報を共有し操業の効率化、燃油消費量の抑制を行う。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業 ・鹿兒島湾・大隅地区漁場整備事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・豊かな海づくりパイロット事業 ・漁業担い手確保・育成対策事業 ・種子島周辺漁業対策事業 ・水産業競争力強化緊急事業

(4) 関係機関との連携

- ・取組の効果が十分に発揮されるよう、行政（肝付町、県大隅地域振興局）、各種団体（商工会、観光協会、仲買組合）との連携を強化する。
- ・商品開発や地産地消推進については、肝付町と連携を強化して学校給食への水産物普及促進を図る。

4 目標

(1) 数値目標（基準年は別紙参照）

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
		目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能 発揮対策事業	海藻種苗の投入、食害生物の除去（ウニ類）を行い漁場環境保全に努める。
漁業担い手確保・ 育成対策事業	後継者候補や新規就業者に対する研修を実施するとともに、安心して就業できる漁村の環境作りづくりを通じて、将来を担う意欲的な人材の確保・育成を図る。
鹿児島湾・大隅広域漁場 整備事業	漁業権内にイセエビ魚礁等を設置し、漁業資源の維持増加を図り、所得向上を目指す。
種子島周辺漁業対策事業	漁船機関保全施設を更新することで、漁船の十分な保全や修理が可能となり、経費の節減や未然の事故防止につなげ、経営の安定化を図る。
漁業経営セーフティーネ ット構築事業	燃油・餌料の高騰に備えることにより経営基盤を強化する。
水産業競争力強化緊急事 業	生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入する。
豊かな海づくりパイロッ ト事業	マダイ・ヒラメ等の放流を行い、資源の維持増大を図る。
未定	海の駅（漁協直売所）の整備を行うことにより販路拡大を図る。 衛生管理機器・施設を整備することにより、衛生レベルの向上を図る。 活魚センターの整備を行うことにより、魚価向上を図る。

※具体的な事業名が記載出来ない場合は「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものでない。